

JAIRO Cloud共同運営本部規程

2024年7月18日
オープンアクセスリポジトリ
推進協会運営委員会

(設置)

第1条 オープンアクセスリポジトリ推進協会運営委員会（以下「委員会」という。）規程第8条の規定に基づき、JAIRO Cloud共同運営本部（以下「共同運営本部」という。）を置く。

(目的)

第2条 共同運営本部は、オープンアクセスリポジトリ推進協会（以下「協会」という。）会則第4条二に定める事業において、JAIRO Cloud利用機関間の相互支援を強化し、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所（以下「国立情報学研究所」という。）との間で円滑な共同運営を実現するよう、JAIRO Cloudの共同運営を企画・立案・実施することを目的とする。

(組織)

第3条 共同運営本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 委員会委員のうち、JAIRO Cloudを利用している機関の者 若干名
- 二 協会会員のうち、JAIRO Cloudを利用している機関の者 若干名
- 三 国立情報学研究所の職員 若干名
- 四 委員会の委員長
- 五 その他委員会が必要と認められた者 若干名

2 共同運営本部の構成員（以下「本部員」という。）は、委員会において決し、委員会規程第5条の者が委嘱する。

(本部員の任期)

第4条 本部員の任期は1年とし、期間は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(本部長)

第5条 共同運営本部に本部長を置く。

- 2 本部長は委員会において決する。なお、再任を妨げない。
- 3 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する本部員がその職務を行う。

(共同運営本部の運営)

第6条 共同運営本部の活動方針及び活動計画は、共同運営本部の審議を経て本部長が策定し、委員会の承認を得るものとする。

2 本部長は委員会において、共同運営本部の活動状況を報告するものとする。

3 本部長は、本部員から副部長を指名することができる。

4 共同運営本部の業務遂行において必要な場合は、本部員以外の者の協力を得ることができるものとする。

(作業部会)

第7条 共同運営本部は、作業部会設置規程第2条に基づきJAIRO Cloud作業部会を統括する。

2 JAIRO Cloud作業部会の主査は、第3条第1項第1号から第5号の者のうちの一人をもって充てる。

(庶務)

第8条 共同運営本部の庶務は、協会の事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、共同運営本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2024年8月1日から施行する。